

公 示

◎一般貸切旅客自動車運送事業者に対する道路運送法第40条の規定に基づく同法第4条の許可の取消し処分事案

道路運送法施行規則第60条の2の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を千葉運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
 2. 事案の件名及びその番号
 3. 当該事案について利害関係を有することの疎明
- 平成24年5月29日 関東運輸局長 神谷俊広

記

事案番号 12E01

1. 事業者の氏名及び住所
有限会社 陸援隊
千葉県印西市本埜小林10-1
2. 予定される処分内容
道路運送法第27条第1項等の規定違反による道路運送法第40条に基づく同法第4条の許可の取消し処分
3. 聴聞の期日
平成24年 6月 18日 午後 1時 30分
4. 聴聞の場所
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第二合同庁舎18階
関東運輸局自動車監査指導部
電話045(211)7271

なお、上記日時及び場所で開催できない場合は、関東運輸局が別途指定する日時及び場所で行うこととします。